

「異常気象と地震」

井上拓郎

「火災保険の料率改定」

地球温暖化の影響でゲリラ豪雨や線状降水帯による被害が年々増えてきております。それ以外にも台風による被害や大雨による河川の氾濫、土砂災害によって建物に甚大な被害をもたらす災害が増えてきました。これらの損害は火災保険を契約し補償の対象となっていれば保険金が支払われますが、年々増え続ける災害に伴い保険会社が支払う保険金も増えてきております。保険会社は支払った保険金の総額と、契約者から頂く保険料の総額が等しくなるよう事業を行っておりますが、これを収支相当の原則と言います。その為、支払保険金の増加に伴い保険料も見直す必要があります。定期的に料率改定を行っております。2024年10月1日に料率改定を予定しておりますが、保険料の基準となる参考率は、全国的に概ね13%程度の値上げとなる見通しです。保険料の改定以外にも、水災料率を細分化し保険対象の建物の所在地（今までは都道府県だったが、今後は市区町村別に細分化）によって分類し、水災被害の少ない地域（1等地）から水災被害の多い地域（5等地）に区分することで、保険料負担の公平化を図る形になります。また損保社大手の損害保険ジャパンでは、2023年7月から築40年

以上の住宅物件を新規契約する場合、保険会社に申請を行い、建物の状況に応じて引受けの条件等（保険金の支払限度額の設定や免責金額の設定など）が付く形になりました。これは築年数が古い建物などでは災害時に損害が大きくなる傾向にある為です。火災保険では、基本的に経年劣化による損害だけでは保険金は払われません。しかし昨今の異常気象などによって大きな被害を受けた場合、経年劣化で損傷したのか、災害によって損傷したのか判断がつかないケースが増えてきているのだと思います。近年、経年劣化による損傷個所であっても「保険金の請求手続きをお手伝いするので修理をしませんか？」と電話営業やインターネット広告などで勧誘する悪徳修理業者が増えてきております。トラブル相談の件数も2022年までの過去5年で3倍に急増しました。無意識のうちに詐欺の片棒を担がぬよう、保険金の請求は保険会社や代理店へ、建物の修理は信頼できる建設会社でご相談下さい。

「地震保険」

8月8日16時43分に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生しました。宮崎県日南市で震度6弱を観測したこの地震で、大規模な地震発生確率が高まる可能性があると、気象庁は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表しました。地震大国で

ある日本では南海トラフ地震や首都直下型地震などの巨大地震がいつ起こってもおかしくないと言われておりますが、地震の発生場所によっては建物の倒壊だけでなく津波による被害も甚大なものとなる恐れがあります。また過去の地震では火災による被害も数多く報告されております。地震による被害（建物の倒壊、津波による流失、地震による火災）は地震保険に加入していれば、経済的な備えとなります。この地震保険、加入に際しては幾つかの留意点があります。①火災保険とセットでない契約できません。②居住を主たる目的とした建物と、その建物が収容する家財にしかつけれません。ご寺院で言うところの庫裏はご加入できませんが、本堂や納骨堂、位牌堂や鐘楼堂などは原則加入できません。③地震保険の保険金額は火災保険の保険金額の50%～30%の範囲で、かつ建物は5,000万円、家財は1,000万円が引受けの上限となります。④1981年6月以降に新築された建物は、建築年割引（10%）が適用できます。ただ多くのご寺院では複数の建物を境内に所有しており、増築や改築のケースが多く、その場合は割引が適用できない為、登記簿等での確認が必要です。ちなみに2022年度の地震保付帯率（火災保険に地震保険を付けている割合）は69.4%となっております。皆様は既にご加入済みでしょうか。